

標準処理期間の未設定理由

番号 22

処 分 名	一草庵の庵の利用許可
根 拠 法 令 名	松山市一草庵条例
条 項	第3条第1項
所 管 課	文化財課
【標準処理期間を未設定とした理由】 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を設定することが困難	